

(仮称) 小田原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の制定に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	(仮称) 小田原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の制定
政策等の案の公表の日	令和7年12月15日(月)
意見提出期間	令和7年12月15日(月)から令和8年1月13日(火)まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布(市内公共施設、ホームページ、保育課窓口)

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数(意見提出者数)	0件(0人)
インターネット	0人
ファクシミリ	0人
郵送	0人
直接持参	0人
無効な意見提出	0人

3 その他

市民意見の募集を行いました。が、次の条例については、以下の理由により制定を取りやめることとします。

制定しない条例	(仮称) 小田原市乳児等通園支援事業の認可に関する条例
制定しない理由	本市における乳児等通園支援事業の認可に関する事務について、当初は条例の制定をもって実施することを想定しましたが、根拠とする児童福祉法(昭和22年法律第164号)に沿う内容であり、精査の結果、規則及び審査基準を制定することで十分に実施することが可能であると判断し、条例の制定を取りやめることとします。